

学校法人早稲田医療学園 役員報酬および退職金規程

制 定 日： 平成12年 4月 1日

最新改定日： 令和 2年 3月27日 (理事会)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人早稲田医療学園（以下「学園」という。）の役員の報酬および退職金等（以下「報酬等」という。）に関する事項を定める。

(役員定義)

第2条 役員とは、学園の寄附行為第5条第1項に定める理事および監事をいう。

(2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態であるものをいう(学内理事)

(3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。(学外理事及び学外監事)

(役員報酬等の支給)

第3条 役員報酬等は、別表の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定し支給するものとする。

(退職一時金)

第4条 常勤役員が退任したときは、次の各号に定めるところにより、退職一時金を支給する。

(1) 常勤役員退職一時金の計算は、次の基準による。

{(最終の報酬月額×常勤の年数) + (最終の報酬月額×1年未満月数÷12)} × 200%

ただし、在任1年未満の者は報酬月額の1ヵ月分とする。

(2) 在任期間の計算は、就任した日の属する月から、退任の日の属する月までとする。

(3) 特別の事情があるときは、理事会の議を経て、支給額を増減することができる。

(特別功労金)

第5条 役員在任中、本学のため特に功績顕著と認められた者については、特別功労金を支給することができる。その額については、理事長が定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会が決定する。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から、これを施行する。

附則

この規程は、令和 2年 4月 1日から、これを施行する。

別表

令和2年4月1日

学校法人早稲田医療学園 役員報酬等の支給の基準

役員報酬手当	金額
理事長	700,000 円～1,000,000 円/月額
学内理事	無報酬を基本とする
学外理事	会議出席等 日当 1 日/15,000 円
監 事	会議出席等 日当 1 日/15,000 円
学内評議員	無報酬を基本とする
学外評議員	会議出席等 日当 1 日/15,000 円

※ 必要に応じ、出校の際は別途日当を支給するものとし、継続的な業務の場合は月額支給することもある。